

宮城県公安委員会告示第 14 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 26 条の規定による不利益処分について、同法第 41 条第 4 項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

令和 8 年 2 月 3 日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

記

1 聽聞日時

令和 8 年 2 月 17 日（火）午前 10 時 00 分

2 聽聞場所

仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号

宮城県警察本部 5 階 501 会議室

3 事案番号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく聴聞第 7 号